

7-4 教員組織

A群・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

B群・研究支援職員の充実度

B群・「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C群・ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

A群・大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

本研究科における教育研究の目標を実現するためにはそれに相応しい教員組織が必要とされる。2006年度における本学研究科の教員組織について、教授・助教授の構成、分野別構成、についてみれ

ば、それは次の通りである（「大学基礎データ」表19）。

教員構成

	教授	助教授	合計
私法専攻	5	1	6
公法専攻	10	3	13
ビジネス法務専攻	6	2	8
計	21	6	27

専門分野別の教員の人数は、私法・公法専攻の場合には公法（憲法・行政法・税法）6、刑事法3、私法3、商法・経済法5、裁判法2、国際公法・国際私法1、知財2、社会法2、基礎法・外国法3という構成になっている。私法・公法専攻における兼任教員の担当科目は「教育法」「法社会学」「西洋法史学」「中国法」「現代法研究Ⅱ」である。ビジネス法務専攻においては、各コンテンツ科目を担当する兼任教員は、37名（他大学教員2名、実務家教員35名）である（『大学院要覧〔文・経済・法・経営・国際政治経済学研究科〕』）。実務家教員の大多数は、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等であるが、企業の役員経験者も含まれている。

このような大学院の教員構成を通してみた場合に、私法・公法専攻とビジネス法務専攻とではその教育目的の違いによって教員構成に大きな違いがみられる。とくにビジネス法務専攻の場合には多様な実務家教員が講義を担当しているところにその大きな特徴がある。こうした専攻の違いによる教員構成の特徴はその教育目的からして適切なものといえる。もちろん、私法・公法専攻においても研究者志望以外の学生については、その目的からしてカリキュラムが不十分であるように見えるが、この点は、私法・公法専攻の科目とビジネス法務専攻の科目は相互に履修が可能であるので、問題とする必要はない。なお、法学研究科以外の他の研究科の科目についても一定の単位の範囲で相互に履修することが認められていることも適切である。

本研究科の私法・公法専攻の場合には、研究者養成を目的としていることから、各専門分野の教員がバランスよく配置されることが必要になる。しかし、法務研究科の開設の影響から民法を中心とした私法分野がやや手薄な状態にあるといえる。これに対して、ビジネス法務専攻の場合には、高度の実務的応用的領域の教育については必要に応じて各専門的法領域の専門家を兼任教員として採用し教育を行うとしても、人事労務法務、知財法務、税法務の3分野の基本的・基礎的な科目については、各専門領域のコースの性格や特色を堅持する観点からいえば、少なくとも複数の専任教員が分担することが望ましい。

教員組織に関しては、本研究科が組織的には学部基礎をおく大学院研究科として設置されているため、教員組織は制度的には法学部の教員組織に基礎をおき、これに依存する形になっているが、ビジネス法務専攻の場合のように大学院課程に相対的に独立性をもたせて拡充・発展させようとした場合にはその限界が生ずることになる。また、特定法分野の大学院コースを充実させていく方向をとった場合には、研究者養成を掲げる私法・公法専攻における専門分野のバランスがとれた教員組織の要請と矛盾することが起こりうるであろう。これらの教員組織に関する問題は、本学における大学院の位置づけと将来のあり方に深くかかわっており、全学的問題でもある。

こうした教員の教育研究を支援するための制度については、教育補助員（Teaching Assistant）は、法学部の制度としては存在するが大学院独自の制度としては存在しない。本研究科には正式のリサーチアシスタント制度は存在しない。

「青山学院大学大学院学則」によると、大学院の教育や研究指導は原則として本大学院研究科教員

7. 法学研究科

資格を有する教授及び助教授が担当する（「同学則」27条2項、59条1項）、と定められているので、学部担当教員のうち教授及び助教授が本研究科の教員となる。したがって、本研究科には大学院専任の教員は存在しない。このような本研究科の教員組織のあり方からして、その募集・任免・昇格に関する基準・手続きは学部のそれと同一である。また、教員の採用手続きや昇格等の手続きは学部教授会で進められ、教員の任免等の手続きも同様に行われる（その概要は法学部の「6-4 教員組織」を参照されたい）。それらの基準や手続きは適正に規定されており、またその運用も適正・公平に行われていると評価できる。